

# KNC NETWORK NEWS

2017年2月18日 発行

経営一言:「ゴールにたどりつくまで一心不乱にできるのが才能」

(ノーベル物理学賞・名古屋大学 天野 浩教授)

ー 所長コメント: 常に成功イメージを持ちつづけ、夢を見つけ、夢の実現のため前に突き進むこと。ー



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事: 東芝、債務超過1912億円(4月~12月)

東芝が深刻な経営難に陥った。14日、2016年4月~12月期が4999億円の連結最終赤字(米国会計基準)になったことを発表した。米国中心に原子力事業で7125億円の損失が発生し、自己資本が1912億円のマイナスになる債務超過。稼ぎ頭の半導体事業を分社し過半の株式売却を検討するなど資本増強を急ぐ。

## 還付金の受取通知書、有効期間は1年 《税務》

税金の還付金受け取りには、銀行口座に振り込んでもらう方法と、税務署が発行する「国庫送金通知書」を持って金融機関に自分で取りに行く方法の2通りあります。

この通知書は発行から1年で、それ以降は通知書に記載してある金融機関では支払いを受けることができなくなります。期限を過ぎてしまったときは、通知書を発行した税務署に運転免許証など本人と確認できるものを持参し、改めて発行を依頼しなければなりません。

なお、国庫金送金通知書を受けた日から5年を経過すると、国税通則法74条の規定で時効となり、還付金を受ける権利は消滅します。

## 家が火事で焼失、住宅ローン控除の利用は可能

《税務》

住宅ローン控除を利用してマイホームを新築、購入、改築した人が年末のローン残高をもとにした一定額を所得から控除できる「住宅ローン控除制度」は、適用を受ける年の12月31日までその家に住んでいれば利用ができます。しかし、火事で自宅が焼失してしまったときなど、年末まで住み続けられない事情があれば、例外として制度の対象になります。火事の日まで住んでいたのならその年分の適用が可能です。

## 社員への見舞金 《税務》

仕入先や外注先への慰安、接待、贈答を目的にした支出は、交際費として損金算入が制限されます。外部の人だけではなく、自社の社員や役員、株主の慰安のための支出も交際費計上しなければなりません。

ですが例外もあります。例えば、社員が参加する運動会や旅行のために通常必要な費用は、慰安が目的でも、交際費から除外され、「福利厚生費」として損金にできます。

また、病気で入院した社員に支給する見舞金や、社員の親族に不幸があったときの香典、結婚祝いや出産祝いなどの費用も福利厚生費になります。現職の役員や社員に限らず、元社員やその親族に対する慶弔費も損金算入できます。

ただし、名目は見舞金であっても、明らかに高額な支出は給与とみなされ、給与所得として社員に課税されます。役員に対するものであれば、役員への臨時的な給与として法人所得の損金に算入できません。

なお、取引先に渡す慶弔費や祝い金は、交際費として損金が制限されます。

## 国家資格の有効活用 《経営》

最近歯科医院に行くと、治療をする歯科医よりも歯科衛生士のサービス時間の割合が相対的に増えていると感じます。歯科衛生士は、全国に有資格者が約25万人いますが、歯科医院等に勤めている者は約12万人(47%)ということです。

弁護士・税理士・社会保険労務士・看護師…と、日本には多くの国家資格があります。しかし、大変な努力をして資格を取得しても、資格を活用した仕事に就いていない人が相当数います。看護師や保育士のように、需要拡大によって国が強力な活用策や財政支援を打ち出した資格も一部あります。問題は資格者数と需要の不均衡です。社会経済の変動によって必要な資格者数を予測することは難しいのですが、人口の増減によってほぼ予測出来るような医師や歯科医等はあまり難しくないでしょう。

活用策の一つは、医療であれば病気になる前に予防したり、不動産取引や相続であればトラブルを事前に防止したりするサービスを開拓することです。歯科医なども、従来の治療中心から歯科矯正や予防に重点を置く医院が増えています。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。